

ふくい産業AXコンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、ふくい産業AXコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、A I を活用した経営変革（A X）を推進し、県内企業の生産性向上、新たな価値創出および産業競争力の強化を図ることを目的とする。

2 コンソーシアムは、本県産業が有する技術、産業集積等の強みを活かし、福井発の産業A Xの実現を目指すものとする。

(活動内容)

第3条 コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 県内企業の経営課題の整理とA I 活用による課題解決のための研究に関する事。
- 二 産業A Xに関する事例研究に関する事。
- 三 A I を活用した実証事業の創出、支援と成果の普及、広報に関する事。
- 四 A Xを推進するための伴走支援に関する事。
- 五 国、大学、研究機関、A I 関連事業者、その他関係機関との連携に関する事。
- 六 その他コンソーシアムの目的達成に必要な事項に関する事。

(構成員)

第4条 福井県（以下「県」という。）のほか次に掲げる者で、コンソーシアムの目的および活動内容に賛同し、会長が認める者および機関をもって構成する。

- 一 会員（県内企業の経営者またはこれに準ずる者）
- 二 協力機関（コンソーシアムの活動に協力する団体、機関）

(オブザーバー)

第5条 コンソーシアムにオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、その参加がコンソーシアムの活動に有意義であると会長が認めた者とする。

3 オブザーバーは、コンソーシアムの活動に参加し、コンソーシアムの目的達成のための助言および支援を行うことができる。

(構成員の役割)

第6条 構成員は、コンソーシアムの目的達成に向け、相互に連携し、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 会員は、A Xの推進に向け、スキルの研鑽、課題の整理・共有、事例研究、および実証事業等に参画する。
- 二 協力機関は、会員への支援、関係機関との連携および成果等の普及、広報に協力する。

(役員)

第7条 コンソーシアムに会長1名を置き、副会長若干名を置くことができる。

2 会長は、福井県知事をもって充て、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その会務を代行する。

4 会長は、必要に応じて、コンソーシアムに顧問を置くことができる。

(運営委員会)

第8条 会長は、コンソーシアムの円滑な運営を図るため、運営委員会を置き、次に掲げる事項について、意見を聞くことができる。

一 コンソーシアムの活動方針および事業計画に関すること。

二 事例研究、実証事業その他の活動の推進に関すること。

三 成果の普及および関係機関との連携に関すること。

四 その他コンソーシアムの運営に必要な事項に関すること。

2 運営委員会の委員は、会長が指名する。

(部会)

第9条 コンソーシアムは、産業分野別またはテーマ別に課題の整理、事例研究、実証事業の研究等を行うため、部会を設置することができる。

(成果の普及)

第10条 コンソーシアムは、事例研究、意見交換および実証事業を通じて得られた成果を整理し、県内企業への普及および広報を行うものとする。

2 県は、コンソーシアムの成果を踏まえ、必要に応じて関連施策との連携を図るものとする。

(情報の取扱い)

第11条 構成員は、活動を通じて知り得た非公開情報を適切に管理し、コンソーシアムの目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。

2 前項の規定は、構成員が退会した後も同様とする。

3 知的財産権、その他の権利の取扱いについては、関係者間で協議の上、定めるものとする。

(費用負担)

第12条 コンソーシアムへの参加に係る費用は、原則として無料とする。

2 ただし、実証事業、個別支援、専門家派遣、システム導入、その他個別の取組みに要する費用については、当該取組みにより利益を受ける者が負担することを原則とし、関係者間で別途協議の上、定めるものとする。

(退会等)

第13条 構成員は、会長に申し出ることにより、コンソーシアムを退会することができる。

2 会長は、構成員がコンソーシアムの目的に反する行為を行ったと認めるとき、またはコンソーシアムの運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該構成員の参加を取り消すことができる。

(庶務)

第14条 コンソーシアムの庶務は、福井県産業労働部経営改革課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。